主 文 被告が原告に対し昭和四三年七月一七日付でした公認会計士名簿の登録抹消処分を 取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

事

原告訴訟代理人は、主文と同旨の判決を求め、その請求の原因として、次のよう

に述べた。すなわち、 一 原告は、昭和二六年一〇月二五日公認会計士名簿に登録され、爾来更新の登録 を受け、公認会計士としてその業務を行なつてきたものであるが、被告は、栗田工業株式会社が証券取引法一一八条の規定により被告に提出した同社の昭和三八年三 月期(第一五事業年度)から昭和四二年三月期(第二三事業年度)まで前後九期に わたる上場有価証券報告書の財務書類に粉飾経理の事実があり、原告がその事実を 知悉しながら右書類に適正証明をしたことを理由として公認会計士法三〇条一項の 規定に基づき、原告に対し、昭和四三年七月一七日付で公認会計士名簿の登録抹消

の懲戒処分を行ない、翌一八日その旨を通知してきた。 二 しかし、右懲戒処分は、以下述べる理由によつて違法である。

(一) 原告は、栗田工業の粉飾決算についてその責任を痛感するとともに、公認 会計士の業務が自分の性格にあわないものと考え、昭和四二年一二月二一日ころか ら再三にわたり主務官庁に対して廃業の意向を表明し、昭和四三年二月一日以来事 実上業務を廃止し、同年七月一三日、日本公認会計士協会に廃業の届出をなし、同 届は、即日受理された。

したがつて、原告は、遅くとも右廃業届の受理された昭和四三年七月一三日をもつて公認会計士たる身分を喪失していたのであるから、その後になされた右懲戒処分はその対象を欠き、効力を生ずるに由ないものというべきである。

もつとも、(1)日本公認会計士協会は、原告の廃業届を受理した後、被告より 原告を登録抹消の懲戒処分に付した旨の通知を受けたところから、同月二二日、右 懲戒処分を理由として同月一七日付で原告の登録を抹消するとともに、懲戒処分に よる登録の抹消がなされたので、廃業による登録の抹消はできない旨の同協会登録 審査会の審査決定がなされたという理由で、右廃業届の書類を原告に返戻してきた事実はある。しかし、登録の抹消は、身分喪失のための要件ではなくして単なる身分喪失の事実を公証する行為にすぎず、また、日本公認会計士協会に公認会計士の廃業届について形式的審査権が与えられているにとどまり、実質的審査をしたり政策的考慮によってこれを返戻するがごとき権限は認められていないのであるから、 原告の廃業届が前叙のごとくその形式において欠けるところはないものとして受理 された以上、それによつて登録の抹消がなされたと否とにかかわらず、身分喪失の 効果が生じ、また、一旦発生した右の効果は、事後に該届が返戻されたことによつ て何らの消長をもきたすものではないというべきである。

被告は、弁護士法六三条の規定を論拠として、前記廃業届が出された当時すでに 原告は懲戒の手続に付されていたのであるから、右届はその効力を生ずるに余地の ないものであると主張する。そして原告が昭和四三年六月四日被告から懲戒手続としての諮問を受けたことは、認める。しかし、弁護士法六三条の規定は、弁護士の使命および義務の特殊性にかんがみ、また、弁護士会が弁護士の品位の保持と事務 の改善進歩を図ることを目的とする弁護士の自主的団体であるところより、弁護士会がその自律権に基づき所属弁護士に対して行なう懲戒処分を実効あらしめ、延い ては弁護士の倫理を高揚せしめんとする配慮から、特に設けられたものであるので、この規定を弁護士とはその使命、職務を異にする公認会計士に対して、しかも 主務大臣がその監督権限に基づいて行なう懲戒処分についてまで類推適用すること は、到底、許されないものといわなければならない。

原告は、栗田工業が昭和三六年その株式を売買取引のために上場してから 引き続き、公認会計士Aとともに、概してその副として、同社の財務書類の監査、証明をなし、昭和三八年九月期以降の決算諸表に一部粉飾経理の事実があることを知るようになつたが、栗田工業がもともと綜合水処理の機械を製造する時代の脚光を浴びた成長産業であり、会社幹部において倒産を防止するために献身的な努力を しており、また、その最大の取引先でかつ大株主でもある伊藤忠商事株式会社が全 責任をもつて栗田工業の建直しに当ると言明していたので、原告としても、しばら く事態の推移を静観しているのが、かえつて、会社の再建を容易にし、約一〇〇億 円にも及ぶ会社債権者や二、〇〇〇余名にのぼる従業員を救う途であると考え会社 に対して粉飾経理の是正方を強く勧告するにとどめ、不適正意見の表明は差し控え

てきたのであり、昭和四二年一二月三〇日伊藤忠が現実に再建に乗り出し、銀行債務のほとんどすべてを保証した事実を確認したうえで、同社の意見も徴して、不適正意見の表明に踏み切つたが、栗田工業は、整理、更生の手続によることなく、また、株式の取引停止や上場廃止を受けることもなく、昭和四三年二月には七億八、五〇〇万円の増資をし、再建の一途をたどつて今日に及んでいる。

ところで、被告は、原告が栗田工業の昭和三八年三月期から昭和四二年三月期にで前後九期の長きにわたり、しかも、その財務書類に売掛金、仕掛目間の人を高過大計上、買掛金、前受金等の負債勘定における過少計上、各勘定ること等の負債勘定に近い粉飾経理の事実があることを消して、本件懲戒処分を表記載のであるが、右期間における会社のいわゆる粉飾経理といいうる経理の記載であり、であるが、右期間における会社のいわゆる粉飾経理といいうる経理の記載であり、であるが、右期間における会社のいわゆる粉飾経理といいうるとを認識していたのは、同第二表記載の項目は、粉色経理の虚偽であることを認識していたのは、同第二表記載の項目は、粉色経理の虚偽であるとを認識していたが、その処理の方法にの種とといいるがなく経理の実体は存在しているが、その処理の方法にの項目についたの虚偽を要するいわゆる疑問額に係るものであって、はなり、関係である。

それ故、本件懲戒処分は、右のごとく原告の認識額について重大な事実誤認の違法をおかしたものであつて、この点においてすでに取消しを免かれないばかりでなく、原告の認識額を基礎としてこれをみた場合においても、前叙のごとく、原告がその財務書類に虚偽の証明をせざるをえなかつた特殊事情やそれによつて公益並に一般投資家に対して与えた実害の程度を考慮し、また過去の懲戒事例と比較し、原告が弁護士を兼業し、しかもそれを主たる業務としていたのに、本件懲戒処分を受けたことによつて法律上当然に弁護士の登録も取り消されて(弁護士法一七条一号、六条三号参照)生業のすべてが奪われる結果となることに思いをいたせば、本件懲戒処分は、被告に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、権利の濫用にわたるものというべきである。

以上いずれの点においても、本件懲戒処分は、違法であるのでその取消しを求める。 と述べた。

被告指定代理人は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。 との判決を求め、答弁として、原告主張の請求原因事実中、本件懲戒処分が行なわ れた当時原告がすでに公認会計士の身分を喪失していたこと、栗田工業の財務書類の監査、証明につき原告が単に副次的な役割を果したにすぎないこと、被告が本件 懲戒処分を行なうにあたり原告の粉飾経理認識額の点について重大な事実誤認の違 法をおかしたことは、いずれも否認、同社が昭和四三年以降再建の一途をたどつて いることは、不知、その余の主張事実は、すべて認める、なお、原告の法律上の主張は、争う、と述べ、(一) およそ、公認会計士は、たとえその業務を廃止した 張は、争う、と述べ、(一) およそ、公認会計士は、たとえその業務を廃止したとしても、登録の抹消がなされない限り、その身分を保有しているものというべき である。けだし、(イ)公認会計士法が公認会計士の身分の取得を登録にかからし めていることに対比すれば、その身分の喪失もまた、登録の抹消を法定条件として いるものと解するのが自然である。もとより、登録の抹消は、単なる公証行為にす ぎず、身分そのものを失わしめる行為ではないが、そのことと登録の抹消を身分喪 失の法定条件と解することとは、何ら矛盾するものではない。また、最高裁判所昭 和四二年九月二七日大法廷判決(民集二一巻七号一九五五頁)が、公認会計士名簿 の登録の抹消と同様の性質を有する弁護士名簿の登録の取消しについて、弁護士が 登録の取消しをまつまでもなく当該事由の発生によつて当然身分喪失の効果が生ず る場合として、弁護士法一七条一号および三号の事由を挙げるにとどまり、同条二号の「弁護士が登録の取消しを請求したとき」なる事由を特に除外しているのは、 弁護士が登録の取消しを請求したときは、登録の取消しによつてはじめてその身分を失なうという趣旨に出たものと解すべきである。(ロ)若し原告主張のように、 公認会計士がその業務を廃止さえすれば、これによつて当然身分喪失の効果が生ず るものとすれば、法四条五号が登録抹消の懲戒処分を受けた公認会計士はその処分 の日から三年間公認会計士となることができないと規定しているにもかかわらず、 懲戒処分を受けることの必至な公認会計士は、自発的に業務を廃止することによつ て容易に右の規定を潜脱することができるという不都合な結果を招来することとな る。したがつて、仮りに公認会計士の身分喪失が登録の抹消を法定条件とするとの右の見解が採りえないとしても、少なくとも、弁護士法六三条の規定の類推解釈によつて、公認会計士についても、懲戒の手続に付された者はその手続が終了するにいたるまで廃業の届出をなしえないものと解するのが相当であり、原告は同年六月四日懲戒手続として聴問を受け、廃業届出当時、まだその手続が終了していなかつたのであるから、当該廃業届によつてその身分を喪失していなかつたというべきである。

(1) 原告は、最初栗田工業の東京支店の財務書類を監査するにとどまつていたが、昭和三八年三月期の監査意見決定の際、大阪本店の監査を担当していた公認会計士Aより粉飾経由の事実を知らされてからは、大阪本店についてもAと共同して監査を実施し、虚偽の証明をしてきたものである。

(3) 財務書類は、被監査会社が作成するものであるから、いかに専門家であるとはいえ、公認会計士において発見しえない不正や誤認のあることはいるわところであって、法もかような点についての保証まで公認会計士に求めているわけまするものであるかどうかについての公認会計士の適正な判断そのものである。かどうかについての公認会計士の適正な判断そのものであるのであるかどうかについての公認会計士の適正な判断そのものであるのであるから、問題でなく、また、ここにいう粉飾経理とは、財務書類におけるものできないものと解すべきであるから、原告は、その認識額の如何にかわらず、東田工業の財務書類に資本金の三倍にも近い多額の粉飾経理のあることについたきながら敢えて、適正意見を表明してきた点において、その責任を免かれていたさいわなければならない。

(4) 前叙のごとく、山陽特殊鋼等の著名企業の倒産を契機として公認会計士の 監査の仕方やその責任等がにわかに世間の批判を受けるようになつたので、被告 は、昭和四〇年九月三〇日および昭和四一年五月一九日の二回にわたり、日本公認会計士協会長に対して虚偽証明絶滅方の行政指導を行ない、爾今違反者に対しては 厳正な態度をもつて臨む旨を周知徹底させていたのであり、本件懲戒処分は、原告 が昭和四一年三月期から昭和四二年三月期まで引続き二六億円にも達する粉飾決算 に虚偽の証明をしたことを重視して行なつたのである。したがつて、原告が本件懲 戒処分を過去の懲戒処分例と比較すること自体、当をえないものといわざるをえな い。

また、原告は、本件懲戒処分が重きに失する理由の一つとして、原告が本 件懲戒処分を受けたことによって弁護士の登録も取り消されるにいたることを挙示 しているが、本件懲戒処分が原告をしてその弁護士資格を喪失せしめることを目的 として行なわれたものでないことは明らかであり、また、公認会計士として登録抹 消に値する懲戒事由があるのに、たまたまその者が弁護士資格も有している故をも つて、その処分を軽減しなければならない合理的理由も存在しないのであるから、 原告の右の主張もまた、失当たるを免かれない と述べた。

(証拠省略)

原告は、昭和二六年一〇月二五日公認会計士名簿に登録され、爾来更新の登録を 受け、公認会計士としてその業務を行なつてきたものであるが、栗田工業の被告に 提出した昭和三八年三月期から昭和四二年三月期まで前後九期にわたる上場有価証 券報告書の財務書類に、原告が虚偽の証明をしたところから、昭和四三年六月四日被告の聴問を受けるようになつたので、同年七月一三日、日本公認会計士協会に廃業の届出をなし、該届は、即日受理されたこと、しかるに、被告は、同月一七日付 で原告に対して公認会計士名簿の登録抹消の懲戒処分を行ない、日本公認会計士協 二日右懲戒処分を理由として原告の登録を抹消するとともに、懲戒処 分による登録の抹消がなされたので廃業による登録の抹消はできない旨の同協会登 録審査会の審査決定がなされたとの理由によつて、右廃業届の書類を原告に返戻し たこと、いずれも、当事者間に争いがない。

で、原告が右廃業届によつて公認会計士たる身分を喪失したかどうかについ

て判断することとする。およそ、公認会計士は、 自己の自由意思に基づき独立してその業務を営むもので あるから、法律に別段の規定がない限り、自らその業務を廃止することにより、か つ、そのときから、公認会計士の身分を失うものと解すべきである。

ところで、公認会計士法一七条は、公認会計士となる資格を有するものであつて も、公認会計士名簿の登録を受けなければ、公認会計士となることができないと規 定しているが、同条は、公認会計士の職務の重要性と主務官庁の監督上の必要か ら、特にその身分の取得につき登録を法定条件としたものであるので、この規定を 根拠として、かかる必要の認められない廃業についてまで同様の結論を導き出すこ とは、許されないものというべきである。また、同法二一条には、公認会計士がそ の業務を廃止したときは、死亡したとき、又は登録抹消の懲戒処分を受ける等法四条所定の欠格事由の生じたときと同様に、日本公認会計士協会は、公認会計士名簿 登録の抹消をしなければならない旨規定している。しかし、もともと、名簿登録の 抹消は、名簿の登録によつて取得した身分を失わしめる行為そのものではなく、他 の事由によって身分の喪失があった場合において、その者の職務の重要性にかんが み、身分喪失の事実を公に証明して一般に紛議の余地なからしめんとするものであ る(最高裁判所昭和四二年九月二七日大法廷判決、民集二一巻七号一九五五頁参 照)から、同条は、公認会計士名簿の登録に関する日本公認会計士協会の事後処理 について登録を抹消すべき場合を明示するとともに、その抹消は、公証行為として の性質上、身分喪失の事由が確定した後になすべき旨を規定したにすぎないものと 解すべきであつて、この規定から、公認会計士の身分の喪失が登録の抹消によつて 生ずるとか、登録の抹消されるまでは身分喪失の効力が生じないとなすことは許さ れないものというべきである。この点について、被告は、前記大法廷判決が、公認会計士の名簿登録の抹消と類似の性質を有する弁護士名簿の登録の取消しについ 「法(弁護士法)一七条一号、三号等の場合における弁護士名簿の登録の取 消」が公証行為である旨を判示しているのをとらえて、同判決は弁護士法七条二号 の弁護士が登録取消しの請求をした場合を特に除外したものであると理解し、 ことを前提として、公認会計士が業務を廃止した場合には、名簿登録の抹消が行な われるのでなければ身分喪失の効力が発生しないと主張するのであるが、右判決

は、弁護士に対する懲戒処分の効力発生時期についての判断を示したものであつ て、もとより弁護士の登録取消しの効力発生の要件又はその時期について判示した ものではなく、しかも、判文にも明らかに「等」と記載されていることからみて、 被告のごとく特に二号の場合を除外する趣旨に出たものとは解されないので、被告 の右主張は、右の前提そのものにおいてすでに失当たるを免かれないといわなけれ ばならない。

被告は、さらに、若し公認会計士がその業務を廃止することのみによつて身分喪失の効果が生ずるものとすれば、懲戒処分を受けることの必至な公認会計士は、自発的に廃業することによつて、登録抹消の懲戒処分を受けた公認会計士は当該処分の日から三年間公認会計士となることができないこととした法四条五号の規定を容易に潜脱することができるという不都合な結果を招来するにいたるので、です。 認会計士の身分喪失が名簿登録の抹消を法定条件とするものではないとしても、少 なくとも、弁護士法六三条の規定を類推解釈することによつて、公認会計士につい ても、懲戒の手続に付せられた者はその手続が終了するまで廃業の届出をなしえな いものと解するのが相当であり、原告の前記廃業届は、その効力を生ずるに由ない ものであると主張する。しかし、憲法二二条の保障する職業選択の自由には廃業の自由が含まれるものと解すべきであるから、廃業の自由は、公共の福祉のために設けられた法律の規定をもつてするのでなければ、これを制限することが許されない というべきところ、公認会計士法には、弁護士法三六条のごとき明文の規定がな く、また、弁護士法三六条は、原告主張のごとく、弁護士の使命および職務の特殊性にかんがみ、また、弁護士会が弁護士の品位の保持と事務の改善進歩を図ること を目的とする弁護士の自主的団体であるところより、弁護士会がその自律権に基づき所属弁護士に対して行なう懲戒処分を実効あらしめ、延いては弁護士の倫理を高 揚せしめんとする配慮から、特に設けられた規定であるので、この規定を、弁護士 とはその使命、職務を異にする公認会計士に対して、しかも、主務大臣がその監督 権限に基づいて行なう懲戒処分についてまで類推適用することは、到底、許されな いものといわなければならない。もとより、かように解すれば、被告主張のごとき 不都合な結果が生ずるとしても、所詮、それは、法の不備によるものであつて、かかる法の不備をおぎなうために、単なる政策的な配慮のみに基づき基本的人権を制限することは、法解釈の域を逸脱するものであること疑いを容れないところであ

なお、公認会計士の廃業届は、それが形式の点において欠けるところがないもの として日本公認会計士協会によつて受理されると、届としての効力を生じ、別段の 規定のない公認会計士法の下においては、その後にいたり廃業届の書類が返戻され ても、そのことによつて一旦発生した右の効力に消長をきたすものではない。

されば、原告は、遅くとも、前記廃業届が日本公認会計士協会によつて受理され た昭和四三年七月一三日公認会計士たる身分を喪失したものであるから、その後に行なわれたこと冒頭掲記の当事者間に争いのない事実に照らして明らかな本件懲戒 処分は、その効力を生ずるに由ないものであり、本件懲戒処分の取消しを求める原 告の請求は、その余の争点についての判断をまつまでもなく、理由があるものとい うべきである。

よつて、原告の請求を認容することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民 訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 渡部吉隆 渡辺昭 斎藤清実)

(別紙) (省略)